

**簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示**  
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

本業務は、見積書提出期限日の年月時点において適用されている業務委託等技術者単価、公共工事設計労務単価により積算を行うものとする。

令和5年1月31日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局浜松河川国道事務所長 名久井 孝史

1 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度 天竜川下流基本方針整備計画検討業務  
(電子入札対象案件)  
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、天竜川基本方針と整備計画の変更にあたり、環境、利水、総合土砂に関する方針と整備メニューの検討を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで

2 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出し、電子入札システムで行う業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については説明書による。

3 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。なお、選定通知は別表①を予定している。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日

までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※参加表明書及び企画提案書の提出時には、①イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定は受けられない。この場合も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、その者が令和5年4月1日時点において当該資格の認定を受けていなければならない。認定を受けていない場合は企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件に違反しているため、選定通知又は特定通知を取り消す。

## ② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年12月16日付け中部地方整備局長国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<https://www.cbr.mlit.go.jp/>「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「設計共同体に関する公示」）に示すところにより中部地方整備局長から令和5年度 天竜川下流基本方針整備計画検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置し、構成員の数は2者を基本とする。

(2) 資本関係及び人的関係に関する要件

(3) 業務実施体制に関する要件

(4) 参加表明者の業務実績に関する要件

(5) 配置予定技術者の資格に関する要件

1) 配置予定管理技術者の資格

2) 配置予定照査技術者の資格

(6) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

(7) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

(8) 企画提案書に関する要件

#### 4 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、説明書のとおりとし、「特定テーマ」は、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。
- (2) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒430-0811 浜松市中区名塚町266

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 経理課

電話 053-466-0112

メールアドレス：[cbr-keihamam@mlit.go.jp](mailto:cbr-keihamam@mlit.go.jp)

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 説明書の交付期間：別表②のとおり。
- ② 交付場所及び方法：「電子入札システム」に掲載した説明書をダウンロードすることにより交付する。

##### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ① 参加表明書の提出期間：別表③のとおり。
- ② 提出場所及び方法：参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、電子メールにより5(1)に提出すること。

#### 6 その他

- (1) 本見積に係る開封、見積決定及び契約締結の条件は、令和5年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金：免除
- (4) 契約書作成の要否等  
本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (5) 関連情報を入手する為の照会窓口5(1)に同じ。
- (6) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合わせの日は令和5年4月7日を予定している。
- (7) 詳細は説明書による。

## 別表

①	選定通知の日	令和5年3月1日
②	説明書の交付期間	令和5年1月31日から 令和5年2月17日まで
③	参加表明書及び企画提案書の提出期間	令和5年2月1日から 令和5年2月20日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)